



の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

払期が銀行休業日に当たると  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十二号において  
規定する期日について同じ。）。

(一) 次に、この区分により算出した金額とする。日本銀行の中途換金の買取りは、その買取金額は、平成二十九年六月十五日から、途次に応じ、その買取金額は、平成二十九年六月十五日以後に、それぞれの算出された金額とし、その買取りは、支店又は本店の日本銀行の買取りは、平成二十九年六月十五日以後に、おいて行なはれる。支払う。日本銀行の買取りは、平成二十九年六月十五日以後に、おいて行なはれる。支払う。

(二) 
$$\text{預りの額} = \text{預けた金額} + (\text{初期利子に相当する金額} - \frac{79.685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})$$

以後の繰り  
額面金額十経過利子に相当する金額  
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の四第二十一条の四第一項に規定す  
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項の相続税法第三条の規定期限内に支拂う事項に規定す  
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の規定期限内に支拂う事項に規定す  
 二るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定期限内に支拂う事項に規定す  
 十八年十二月十五日  
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含みのと受益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 式次る中あ、當、る二域若つ條法み、居きに受益者特二十五年法律第四十一条に規定す  
 にのも途つ平該當救十にしての律、居住にはを別十一年に規定す  
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはを別十一年に規定す  
 り分と金も二人災の年いは、九六地方すはを別十一年に規定す  
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害條のの改受する事項に規定す  
 出応、請當九けにわ律、合該一七治市町相。者四改受する事項に規定す  
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。扶四改受する事項に規定す  
 た、のす個六債かる百害と又の（）（）扶四改受する事項に規定す

## 払元利金所支

(二)

から平成二十九年六月十五日  
までの間の場合に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利息)  
前回額の金額 - 経過利息に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額

平成二十九年六月十五日  
の前回額の金額 - 経過利息に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額